

2005年01月01日制定
2006年10月01日改定
2007年04月01日改定
2010年04月01日改定
2012年01月01日改定
2012年10月01日改定
2013年07月01日改定
2013年11月01日改定
2014年06月01日改定
2015年10月01日改定
2016年08月01日改定
2018年01月01日改定
2021年11月26日改定

保険学雑誌編集方針

保険学雑誌編集委員会

1. 投稿要領

(1) 掲載論文の種類

保険学雑誌に掲載される論文は、「査読済み論文」と明記される論文（以下、「査読論文」という）と、「依頼論文」と明記される論文（以下、「依頼論文」という）と、何も明記されない論文（以下、「一般論文」という）の3種類から成る。

(2) 投稿要件：発表報告論文

① 一般会員

会員（名誉会員を除く）は、日本保険学会大会、部会での発表報告内容、または、海外の学会での発表報告内容（ただし、日本保険学会から派遣される場合であって、日本保険学会への投稿が当該海外学会の規則等に抵触しない場合に限る。以下、同じ）について、査読希望論文として、または、一般論文として、論文を投稿することができる（以下、「発表報告論文」という）。

ただし、日本保険学会大会の共通論題またはシンポジウムに関しては、査読希望を認めない（一般論文としてのみ投稿できる）。

したがって、査読論文を希望できるのは、日本保険学会大会の自由論題としての発表報告、もしくは、部会での発表報告に関する論文、または、海外の学会での発表報告に関する論文に限定される。なお、査読希望論文については、査読論文として不採用の場合にも、一般論文としての研究水準や形式等を満たしていれば、一般論文とし

て掲載する。

② 名誉会員

名誉会員は、日本保険学会大会、部会での発表報告内容、または、海外の学会での発表報告内容について、一般論文として、論文を投稿することができる。

③ 非会員

日本保険学会大会の共通論題またはシンポジウムでの発表報告内容については、非会員も一般論文として論文を投稿することができる。

また、共同報告者による共著論文として投稿する場合（つまり、会員との共同報告による共著論文である場合）、査読希望論文として、または、一般論文として、論文を投稿することができる。この場合、執筆者名は大会、部会での発表報告書掲載順で全員を記載し、非会員の方には執筆者名の後に「(非会員)」と記載する。

以上を踏まえると、共著論文として投稿するパターンは次のとおり。

共著論文の場合					
報告種類	投稿方法	構成メンバー			
		一般会員のみ、 名誉会員のみ、 非会員のみ	一般会員 + 名誉会員	一般会員 + 非会員	名誉会員 + 非会員
学会大会、部会、海外の学会での発表報告内容	査読希望論文	単著論文の場合 と同様	○	○	×
	一般論文		○	○	○
学会大会の共通論題 またはシンポジウム	一般論文		○	○	○

※報告時にいないメンバーが増えた場合も同様。

例：共同報告時＝会員A＋非会員B ⇒ 共著論文時＝会員A＋非会員B＋新たに非会員C

(3) 投稿要件：自由投稿論文

① 一般会員

会員（名誉会員を除く）は、日本保険学会大会、部会での発表報告内容、および、海外の学会での発表報告内容と異なる内容の論文について、査読希望論文として、自由に投稿することができる（以下、「自由投稿論文」という）。

なお、一般論文としての自由投稿は認めない。また、査読論文として不採用の自由投稿論文は、一般論文としても掲載しない。

② 名誉会員

名誉会員は、日本保険学会大会、部会での発表報告内容、および、海外の学会での発表報告内容と異なる内容の論文について、一般論文として、自由に投稿することができる。なお、査読希望論文としての投稿は認めない。

(4) 投稿要件：依頼論文

会員（名誉会員を含む）は、日本保険学会からの依頼に基づき、依頼論文として、論文を投稿することができる。

(5) 投稿期限

① 発表報告論文（大会の共通論題またはシンポジウム）

会員は、日本保険学会大会の共通論題およびシンポジウムでの発表報告に関する論文については、原則として報告発表後3ヶ月以内に原稿を提出しなければならない。提出が半年を過ぎた場合には掲載しない。

② 発表報告論文（大会の自由論題または部会報告・海外学会報告）

会員は、日本保険学会大会の自由論題、部会での発表報告、または、海外の学会での発表報告に関する論文については、査読を希望すると否とを問わず、報告発表後1年以内に原稿を提出しなければならない。提出が1年を過ぎた場合には掲載しない。

③ 自由投稿論文

会員は、自由投稿論文を随時、提出をすることができる。

④ 依頼論文

会員は、編集委員会が指示する期限までに原稿を提出しなければならない。

(6) 発表報告内容の修正

日本保険学会大会の共通論題およびシンポジウムでの発表報告に関する論文については、発表報告内容に若干の手直しを施したうえで原稿を提出することができる。

日本保険学会大会の自由論題や部会での発表報告、または、海外の学会での発表報告内容に関する論文については、発表報告内容に大幅な修正を加えたうえで原稿を提出することができる。

(7) 未公表性

投稿論文は未発表のものに限る。

二重投稿、および分割出版についても、未公表性要件に抵触するものとして扱う。

採用可否の判断は編集委員会が行う。

(8) アブストラクトとキーワード

論文のはじめに、アブストラクト（400字以内）とキーワード（3語以内）を記載する。なお、投稿者は、学会によるアブストラクトの自由な利用を承諾したものとみなす。

(9) 頁数、連載

査読論文及び一般論文の分量は、表題、氏名、アブストラクト、キーワード、図表、注記等を含め、刷り上り原則20頁以内とし、最大30頁とする。依頼論文については編集委員会が指定する頁数以内とする。これらの頁数制限を超える論文は掲載しない。

また、連載は認めない。

(10) 謝辞

謝辞の記載は認めない。

ただし、研究助成を得ている論文については、その旨を記載することができる。

(11) 提出方法

提出原稿は、手書き原稿を認めない。

(12) 著作権

論文の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む）は、保険学雑誌が発行された時点で投稿者から日本保険学会に譲渡される。

ただし、著者自身（第三者を除く）は自由に使用・改変等を行うことができるが、保険学雑誌以外の出版物に転載したり、または、一部を改変等のうえ公表したりする場合には、日本保険学会に連絡するとともに、出所を明示しなければならない。

(13) 原稿料

原稿料は支払わない。

2. 雑誌の体裁

(1) 掲載順

査読論文は、雑誌表紙に「査読済み論文」と明記して、一般論文より前に掲載する。

査読論文、一般論文の中での掲載順は、責了順とする。

依頼論文の掲載順は編集委員会が決定する。

(2) 必須記載項目

各論文の先頭頁の下部に、「報告発表の場所と年月日」（自由投稿論文の場合は、その旨）と「原稿受領年月日」を記載する。

3. 一般論文および依頼論文

(1) 編集手続

- ① 編集委員は、提出された全ての原稿について、研究水準や学術論文としての形式等について問題がないかどうかを確認する（以下、「論文確認」という）。共通論題およびシンポジウムの発表報告論文についても論文確認を実施する。
- ② 評議員および理事は、大会報告および部会報告の発表内容について、研究水準や形式等に疑義のある場合には、編集委員会に遅滞なく通知しなければならない。
- ③ 編集委員会は、編集委員（上記①の場合）または評議員・理事（上記②の場合）により「問題がある」と指摘された論文について、さらに論文確認の審査が必要であるかどうかを決定する。
- ④ 編集委員会は、論文確認の審査が必要であると決定した場合は、審査委員を選出し、論文確認の審査を依頼する。依頼論文についても、編集委員会はこの手続をとることができる。
- ⑤ 審査委員は、編集委員会が示す期間内に論文確認の審査を実施し、審査の結果を編集委員会に回答しなければならない。期間内に結果の報告がない場合は、編集委員会は別の理事または評議員に論文確認の審査を依頼することができる。
- ⑥ 審査委員は、審査の結果を「採用」、「修正のうえ採用」、または「不採用」として表示する。「修正のうえ採用」とした場合には修正すべき内容を、「不採用」の場合には不採用の理由を付記する。

- ⑦ 編集委員会は、審査委員の審査結果を踏まえて、「採用」、「修正のうえ採用」、または「不採用」のいずれかの判断を行う。
- ⑧ 編集委員会の判断が「採用」である場合、一般論文または依頼論文として掲載する。
- ⑨ 編集委員会の判断が「不採用」である場合、雑誌に掲載しない。
- ⑩ 編集委員会の判断が「修正のうえ採用」である場合、編集委員会は投稿者に修正すべき点を指示する。修正のうえ、投稿者から再度論文が提出された場合には、編集委員会は同一の審査委員に再審査を依頼する。
- ⑪ 再審査の場合、審査委員による再審査結果を踏まえて、編集委員会が採用または不採用を判断する。

(2) 審査委員

- ① 審査委員は、当該論文に近い研究領域を持つと思われる者1名とする。
- ② 編集委員会は、必要に応じて、論文ごとに、審査委員を理事または評議員の中から選出する。審査を依頼された理事または評議員は、特段の理由がない限り、審査を拒否してはならない。
- ③ 編集委員会は、審査委員の氏名を明らかにしてはならない。
編集委員会は、審査委員に対して所定の謝礼を支払う。但し、審査委員本人以外には支払わない。

4. 査読論文

(1) 編集手続

- ① 査読希望論文が提出された場合には、編集委員会は、速やかに論文確認を実施し、査読に付すかどうかを検討する。
- ② 編集委員会は、査読に付すと判断した場合には、査読委員2名を選出する。
- ③ 編集委員会は、投稿者の名を伏して、査読委員に査読を依頼する。
- ④ 査読委員は、編集委員会が示す期間内に査読を実施し、査読の結果を編集委員会に回答しなければならない。期間内に結果の報告がない場合は、編集委員会は、別の査読委員を選出して査読を依頼することができる。
- ⑤ 査読委員は、査読の結果を「採用」、「修正のうえ採用」「大幅に修正のうえ採用」、または「不採用」として表示する。「修正のうえ採用」「大幅に修正のうえ採用」とした場合には修正すべき内容を、「不採用」の場合には不採用の理由を付記する。
- ⑥ 査読委員2名の査読結果が「採用」で一致した場合には、査読論文として保険学雑誌に掲載する。
- ⑦ 査読委員の1名でも査読結果を「不採用」とした場合には、査読論文としては採用しない。
- ⑧ 査読委員の査読結果が、1名が「採用」で1名が「修正のうえ採用」「大幅に修正のうえ採用」のいずれかとした場合、または2名とも「修正のうえ採用」「大幅に修

正のうえ採用」のいずれかである場合、編集委員会は投稿者に対して、修正すべき内容を指示する。修正のうえ、再度論文が提出された場合には、編集委員会は、当初の査読委員に再査読を依頼する。

- ⑨上記の手続きにより、論文を再提出する場合、投稿者は、査読委員の指摘を反映してどのように論文を修正したのかを明示する対比表を修正論文に添付しなければならない。
- ⑩再査読の場合、査読委員による再査読結果に応じて、編集委員会が採用または不採用を決定する。
- ⑪査読論文としての採否に関して投稿者に異議がある場合には、編集委員会に対する意見陳述を認めるが、採否の最終判断は編集委員会が行う。

(2) 査読委員

- ① 査読委員は、当該論文に近い研究領域を持つと思われる者2名とする。
- ② 編集委員会は、査読希望論文ごとに、査読委員を理事または評議員の中から選出する。もし適当な該当者がいない場合には会員から、会員にもいない場合には会員外から選出する。査読を依頼された会員は、特段の理由がない限り、査読を拒否してはならない。
- ③ 編集委員会は、査読委員の氏名を明らかにしてはならない。
編集委員会は、査読委員に対して所定の謝礼を支払う。但し、査読委員本人以外には支払わない。

(3) 査読

- ① 査読は、研究学会の論文として十分な水準に達しているかどうかを、別に定める「保険学雑誌査読基準」に従って判断する。
- ② 論文が経験的方法による場合には、編集委員会は投稿者に対して、質問票、集計結果、リストなどの資料の提出を求めることができる。この求めに投稿者が従わない場合、編集委員会は査読論文として「不採用」とすることができる。